

## 株式会社 ジャスト・ワン 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1 : 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など  
制度の周知や情報提供を行う。 1-(1)-エ

<対策>

- 平成 29 年 4 月～ 法に基づく諸制度の調査・他社の事例調査・周知方法の検討
- 平成 30 年 4 月～ 諸制度に関する周知・情報提供を行う